

地域共生社会を考える視点 (社会的背景とアプローチ)

中西大輔 / 労協)やさしいまちづくり総合研究所 代表理事
滋賀県草津市 ひとづくりコーディネーター

中西って誰？ アセスメントシート



■氏 名： 中西 大輔（なかにし だいすけ） 1961年3月生まれ 京都市在住

■職 歴： ■1979年 滋賀県庁（～2022年3月）

▶国体本部（国体開催）▶情報統計課（システム設計/統計分析）▶保健体育課（学校給食/スポーツ施設整備）▶産業政策推進室（企業誘致/産業立地）▶児童家庭課（子育て支援計画）▶水産課（沿岸漁業振興/外来魚対策）▶大津土木事務所（法定外公共物）▶土地対策室-地域振興課（地価調査/国土利用計画）▶草津保健所（介護保険/医療福祉推進計画）▶流域政策局（ダム水源地域振興）▶滋賀県土地開発公社（工業団地分譲）

■2019年 一社）協同総合研究所 理事（～現在）

■2021年 草津市役所 ひとづくりコーディネーター（非常勤）（～現在）

■2022年 労協）ワーカーズコープ・センター事業団 顧問（～現在）

■2024年 労協）やさしいまちづくり総合研究所 代表理事（～現在）

＜その他＞（一財）健康・生きがい開発財団（厚生労働省老人保健健康増進等事業）

2014「地域包括ケア実現に向け現場が抱える課題とその対応策のあり方調査研究」委員

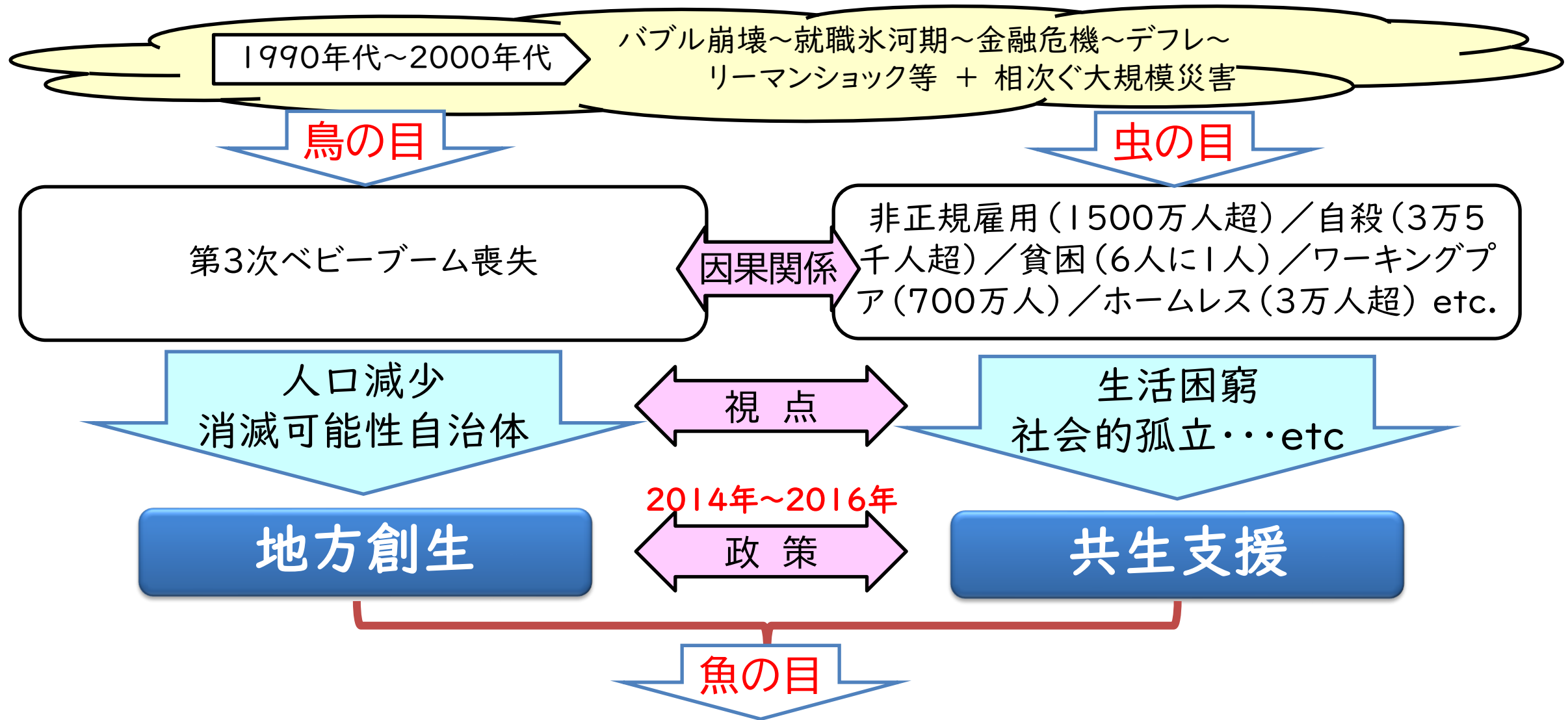
2015「高齢者の社会参加を通じた地域包括ケアシステムの在り方検討」委員

■社会的活動への参加等：

【全国】▶一国多制度推進ネットワーク(共同代表/2010～)▶地域に飛び出す公務員ネットワーク(2008～)／地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(事務局/2011-2013)▶自治体職員有志の会(企画実行委員/2005-2013)▶一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク(2014～)▶自治体法務合同研究会(2007～)

【滋賀】▶滋賀地方自治研究センター(理事/2014～)▶しが生活支援者ネット(共同代表/2010～2023)▶一社)やす地域共生社会推進協会(2019～)▶NPO街かどケアしがネット(2015～)▶チョウチヨの会(滋賀自治体職員ネットワーク/実行委員/2004～)▶医療福祉の地域創造会議(2012～)

【京都】▶自治創出プラットフォーム京都もやいなおしの会(2010～)



自治体はこれらを統合して考える必要→「地域共生社会」は両側面を持つ概念

※他に(この当時では)、「小規模多機能自治」「小さな拠点」「地域循環共生圏」「コンパクト+ネットワーク」…etc

<地方創生> デジタル田園都市国家構想基本方針2022 (R4.6.7)

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(6) 多様な主体が参加する地方活性化

③地域コミュニティの維持・強化

i 地域共生社会の実現

【具体的取組】

(a) 地域共生社会の実現

- ・ 高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに提供する福祉分野の各種の支援サービスについて、対象者を区分せず、包括的に支援できるようにすることにより、市町村の創意工夫ある支援体制づくりの構築を支援する。具体的には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により創設された、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「**重層的支援体制整備事業**」の実施等を通じて、市町村における包括的な支援体制の整備等を促進する。また、地域における一層多様な社会参加の場の創出や、つながりが生まれやすくなるよう、**教育、地方創生、まちづくり、地域自治、環境など他分野との連携を推進する**。さらに、持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度として制定された**労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が、2022年10月1日に施行されることを踏まえ、その適切な普及促進を図る。**

資料：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議（地方創生）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html



2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

（1）若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

- ・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

（2）「東京一極集中」の歯止め

- ・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

（3）地域の特性に即した地域課題の解決

- ・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。
- ・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。
- ・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。



<https://x.gd/v3hkA>

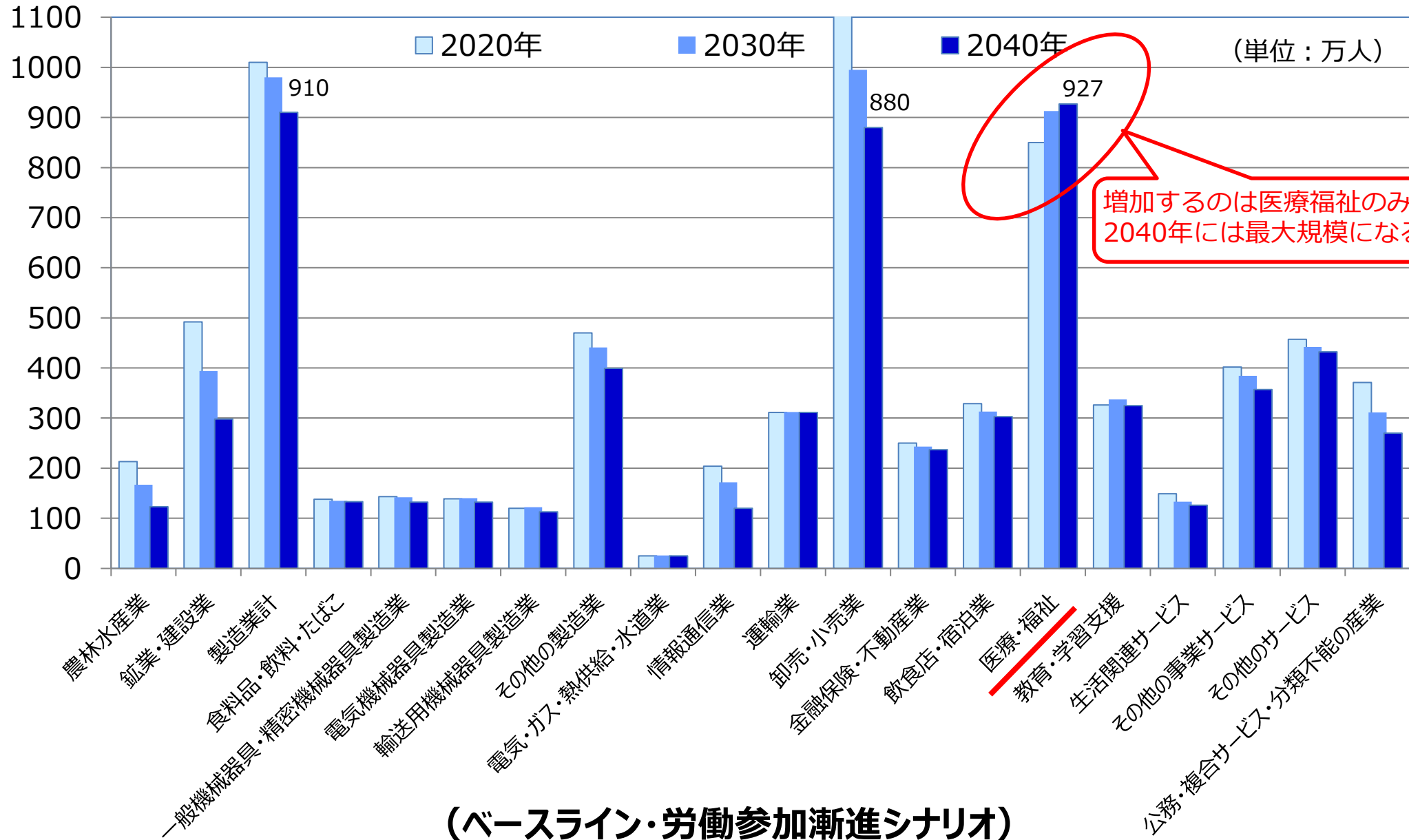
2019年3月 労働力需給の推計（産業別就業者数）

2020年ー2040年（ベースライン・労働参加漸進シナリオ）

資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構



<https://x.gd/acvHk>



各 制 度 の 変 遷 (続 き)

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		↓ 報告書
	・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)		
2013		障害者総合支援法施行		生活保護法改正	生活困窮者自立支援法制定
		・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定
2014	医療介護総合確保推進法			↓ 施行	↓ 施行
	[介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等				
2015	↓ 施行		↓ 施行		社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
	新たな福祉の提供ビジョン				
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
	ニッポン一億総活躍プラン				
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置				
					2

誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 －新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－

2015.9.17 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」

<キーワード>

「全世代・全対象型地域包括支援」

- 分野・制度ごとではなく地域をフィールドとしたまちづくり
- 「制度の狭間」という福祉制度の最後の欠片を埋める営み
- 対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点
- 支え合いの醸成、**共生型地域社会の構築**
- **自ら行動する住民・関係者と、創造的に取り組む行政との協働**
- 行政は、制度の適正執行に加え、地域の仕組みを創造する視点
- 連携は、福祉分野内に止まらず、福祉以外の分野に拡大
- 「福祉」から発想するのではなく「地域」から発想する
- 地域のシステムとして具体化するためのコーディネーター
- 小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）

厚生労働省
地域共生社会ポータルサイト
「地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯」



<https://x.gd/Br6Bc>



<https://x.gd/5JPNT>

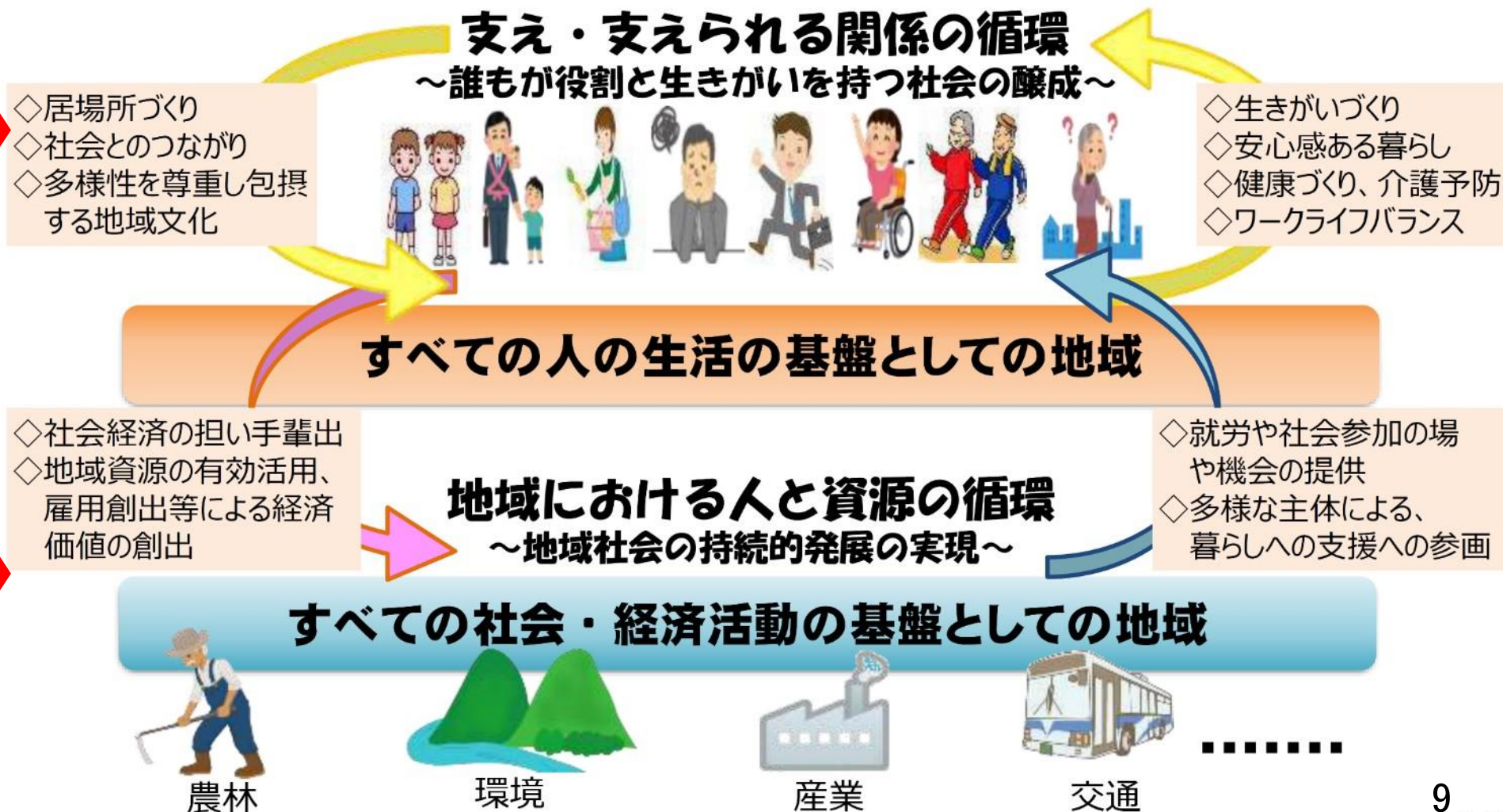
「支え・支えられる関係」だけで地域共生社会をイメージしてませんか？

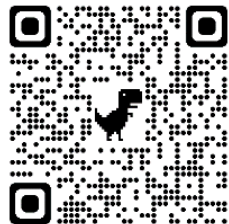
両方繋がってこそ「地域共生社会」

この視点からの取り組みは？

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**





<https://x.gd/Br6Bc>

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

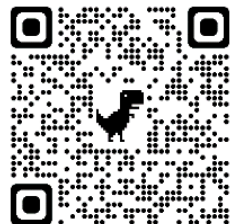
2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

ここが
ポイント

厚生労働省
地域共生社会ポータルサイト
「地域共生社会とは～重層的支援
体制整備事業について」



<https://x.gd/QLqmx>

福祉部門だけで完結して
いませんか？

地域づくりの土台の上に、参
加支援・相談支援は成り立
っています。

地域づくりからのアプロー
チは？

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

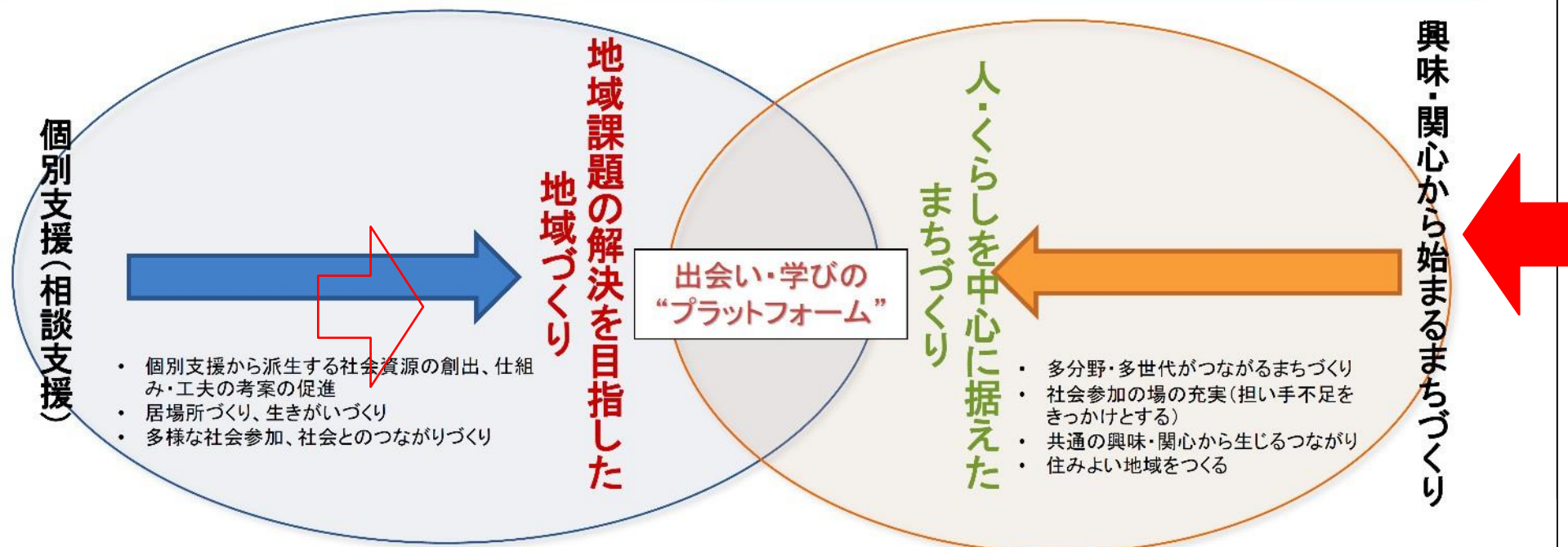
令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）



<https://x.gd/5JPNT>

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



人と人がつながる場である市民活動の大半はこちらから始まります。ここへのアプローチはありますか？

新たな包括的な支援の機能等について

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

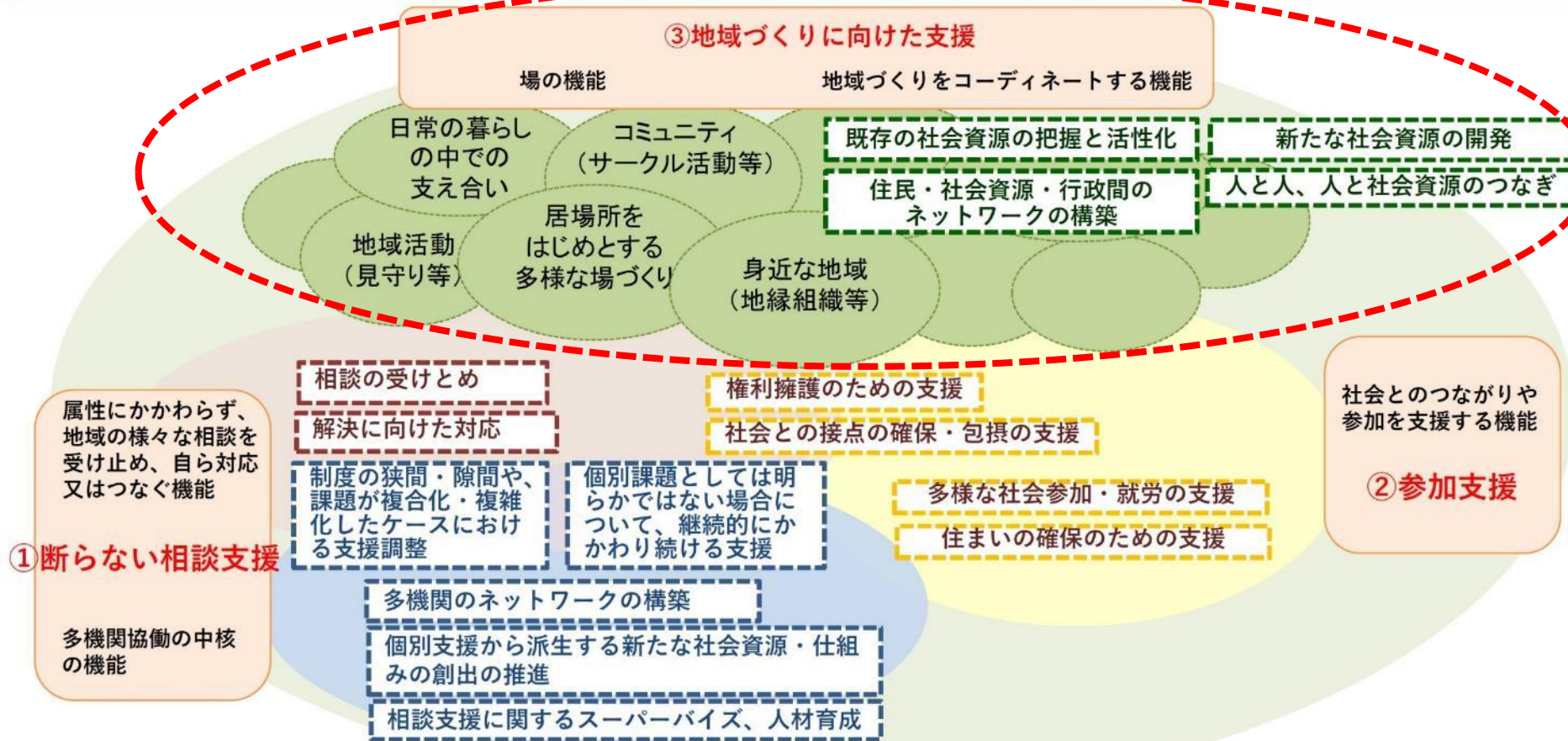
- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



<https://x.gd/5JPNT>

ここが地域共生社会を実現する一番大きな(幅の広い)「入口」です。





地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯

重層的支援体制
整備事業について

他分野との連携

関係規定
研修資料等

重層的支援体制整備事業について



ホーム > 重層的支援体制整備事業について

社会福祉法改正による新たな事業の創設の背景



新たな事業の設計に当たり大切にした視点



重層的支援体制整備事業における各事業の概要



実施計画 及び 会議体について



事業を展開する際の留意点



<https://x.gd/WNAhf>

社会福祉法改正による新たな事業の創設の背景



社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

日本の社会保障は、人生において典型的と考えられる課題の解決を目指すという、基本的なアプローチの下で発展してきました。このため、日本の福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、その内容は、質量ともに充実してきました。

一方で、人びとのニーズに目を向ければ、例えば、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

このような困難・生きづらさの多様性や複雑性は、以前も存在していました。しかし、かつては、血縁・地縁・社縁などの共同体の機能がこれを受け止め、また、安定した雇用等による生活保障が強かった時点では、福祉政策においても強く意識されてこなかったのだと考えられます。

しかし、かつて日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、それに伴って国民生活も変化する中で、様々な支援ニーズとして表れてきています。そして、これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。

その一方で、地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれています。その中には、特定の課題の解決を念頭に始まる活動だけでなく、参加する人たちの興味や関心から活動が始まりそれが広がったり横につながったりしながら関係性が豊かなコミュニティが生まれている活動もあります。
厚生労働省では、このように、社会の変化に伴って生じている課題と、これからの可能性の両方に目を向けた上で、重層的支援体制整備事業を設計してきました。

新たな事業の設計に当たり大切にした視点



重層的支援体制整備事業の検討過程において、私たち厚生労働省として大切にしてきたこと、それは大きく分けて、①**すべての人びとのための仕組みとすること**、②**これまで培ってきた専門性や政策資源を活かす設計とすること**、③**実践において創意工夫が生まれやすい環境を整えること**の3つです。

①**すべての人びとのための仕組みとすること**

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人びとのための仕組みとしました。

一方で、典型的なニーズに応えるための仕組みであれば、そのニーズを満たすための現金・現物の給付を設計することも容易ですが、今回の事業の場合、どのような支援や活動を実施するのがポイントでした。

この点については、事業の検討過程を経て、以下の要素を持つ事業とすることとしました。

- ・専門職による対人支援において、生きづらさの背景が明らかでない場合なども含め、すべての人びとを対象に、本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視する
- ・同時に、住民同士が気にかかけあう関係性を育むための「地域づくりへの支援」を重視し、支援者による相談支援と両輪で地域のセーフティネットを充実する
- ・さらに、これらの両輪をつなぐものとして、一人のニーズを基に様々な関係者に働きかけ、本人にとって必要な資源を生み出していく「参加支援」を新たに設ける

そして、これらの要素を包含した上で、重層的支援体制整備事業を「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」と位置づけ、そのような体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能を強化しています。

滋賀県草津市の場合（まちづくり協働課の取り組み）

※まちづくり協働課は組織目標に地域共生社会を（も）掲げている

■くさっラウンドテーブル（2021年度から）※重層事業ではない

- ▶ 市民活動と市民活動、行政と市民活動が出会い、交流する場づくり（フラットな話し合い）
- ▶ 年6～7回、朝の部・昼の部・夜の部
- ▶ 市民活動団体は様々 → 音楽、福祉、子ども、環境、防災、スポーツ、国際交流、IT、ダンス等
- ▶ 行政は、高齢社会、子ども、スポーツなどのテーマについて話題提供も可能
- ▶ 参加は任意、市職員、まちづくり協議会、自治会等からも自由に参加
- ▶ 運営は、草津コミュニティ事業団、市民世話人、草津市まちづくり協働課が協働（R5年度まではしがNPOセンターへ運営委託して4者で協働）

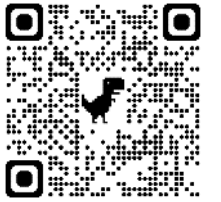
■キラリエまつり等

- ▶ キラリエ草津入居団体（コミュニティ事業団、社協、少年センター、商工会議所、男女共同参画センター、子どもひろば等）が協働開催。市民活動団体・ボランティア団体・商店等が出展し、交流。
- ▶ キラリエまつり、夏まつり、クリスマスイベント等を実施（団体同士の交流・協働）



市民活動から「市民事業」へ。持続可能な地域づくりを目指す。
→ 市民事業化の選択肢としての協同労働（労働者協同組合）

草津ラウンドテーブル例



<https://x.gd/FbJRS>

キラリエまつり紹介動画



<https://x.gd/C6JIH>

2022 年度

くさつラウンドテーブル

【朝の部】のテーマは「草津の子ども・若者について考えよう」です。社会の変化とともに子ども・若者をとりまく状況も変わってきています。草津市においても多くの市民活動団体が子ども・若者支援の活動を行っています。また地域や家庭でもさまざまな取り組みがされています。草津のまちでの子ども・若者の様子を情報交換し、わたしたちのできることを出し合ひましょう。直接子ども・若者に関わっていない団体の方や一般の方の参加も歓迎します。【朝の部】は2回連続で開催します。みなさんの活動をさらに前に進めていただくために連続参加をお勧めします。

【朝の部】

Step1

10月 3日(月) 9:30~12:00

場所：草津市民総合交流センター(キラリエ草津) 6F 大会議室

Step2

12月19日(月) 9:30~12:00

場所：草津市民総合交流センター(キラリエ草津) 502・503

テーマ「草津の子ども・若者について考えよう」

Step1

～気になることや情報を出し合おう～

Step2

～だれもが生き生きと心地よく過ごせる

場所やしくみを提案しよう～



ご自分の団体の活動に子どもや若者の力が加われば、と思われている方々、未来のまちを一緒に作る仲間としての子ども・若者の話もできればいいですね。

- * 対象：どなたでも参加できます
- * 定員：50名（定員になり次第締め切ります）
- * 申し込み：メールまたはFAXでお願いします。（申込は裏面へ）

主催 草津市まちづくり協議課 くさつラウンドテーブル世話人会
実施事務局 認定特定非営利活動法人しがNPOセンター
協力 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

ラウンドテーブル・・・

テーマに沿って、参加者がフラットな立場で、意見交換を行います。

【夜の部】

Step1

11月28日(月)
18:30~21:00

Step2

2月17日(金)
18:30~21:00

テーマ(両日とも)

(仮)「ICT・デジタルを身近な活動に生かす」

2023 年度

くさつラウンドテーブル

第1回 5月31日(水) 13:30~16:00

場所：草津市民総合交流センター(キラリエ草津) 502・503会議室

テーマ

超高齢社会について考えよう

Step1

～自分の身の回り、視点を変えてみよう～

高齢化の話題はニュースなどでも聞かれますが、自分の身の回りではどういったことがおこっているでしょうか。公共交通や買い物などの社会的な問題。気になる1人暮らしのお年寄りの生活など近所の話題。自分の家族や将来的な自分の生活のための、バリアフリー化や介護サービスについてなど、いろいろ心配されている方もおられるでしょう。暮らしの問題とともに、最近言われているのは高齢者の生きがいや社会参加です。地域の活動やキラリエ草津などで行われている市民活動や学びの場は、体が元気で意欲的な高齢者だけでなくいろんな方に開かれているのでしょうか。今回は、ラウンドテーブル独自の切り口や視点で、超高齢社会を考えてみましょう。自分の老後に漠然とした不安を抱えている方も大歓迎。一般の方でも、この分野の仕事で関わる方でも、どなたでも参加できます。

- * 対象：どなたでも参加できます
- * 定員：50名（定員になり次第締め切ります）
- * 申し込み：メールまたはFAXでお願いします。（申込は裏面へ）

ラウンドテーブル・・・

テーマに沿って、参加者がフラットな立場で、意見交換を行います。

今年で3年目になります。団体の方はメンバーを交代しながら都合のつく日を調整ください。

【今後の予定】2023年度は7回開催で準備中です。

第2回 Step1 7月12日(水) 9:30~12:00

テーマ「ゆったりトーク」～まちに目を向けてみよう～

第3回 Step1 8月20日(日) 13:30~16:00

テーマ 未定（休日開催はこの回だけになります）

以降、昼の部2回、夜の部2回を予定しています。



主催 草津市まちづくり協議課 くさつラウンドテーブル世話人会
実施事務局 認定特定非営利活動法人しがNPOセンター
協力 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

2023 年度

くさつラウンドテーブル

第2回 7月12日(水) 9:30~12:00

場所：草津市民総合交流センター(キラリエ草津) 502・503会議室

テーマ

「ゆったり♡トーク」

Step1

～まちの話題に耳を傾けてみよう～

ラウンドテーブルの第2回目は「ゆったり♡トーク」です。「おしゃべりは楽しいけど、スピードがはやくて、ついていけないわ」という声にお応えし、ゆったり・ゆっくり進める気軽な場を用意しました。

テーマは、身近な出来事から出します。まちで気になることを聞き合い、課題に耳を傾けるとともに、少しずつ課題を掘り下げながら思いを出し合ひましょう。一般の方もだれでも参加できます。

- * 対象：どなたでも参加できます
- * 定員：50名（定員になり次第締め切ります）
- * 申し込み：メールまたはFAXでお願いします。（申込は裏面へ）

ラウンドテーブル・・・

テーマに沿って、参加者がフラットな立場で、意見交換を行います。

今年で3年目になります。団体の方はメンバーを交代しながら都合のつく日を調整ください。

【今後の予定】2023年度は7回開催で準備中です。

第3回 Step1 8月20日(日) 13:30~16:00

テーマ 未定（休日開催はこの回だけになります）

以降、昼の部2回、夜の部2回を予定しています。



主催 草津市まちづくり協議課 くさつラウンドテーブル世話人会
実施事務局 認定特定非営利活動法人しがNPOセンター
協力 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に
向けた取組の経緯

重層的支援体制
整備事業について

他分野との連携

関係規定
研修資料等

他分野との連携



ホーム > 他分野との連携



各地域において地域共生社会の実現を目指した取組を進める際には、地域共生社会の定義にもあるように、福祉分野の政策だけでなく、

地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策との連携を意識することが重要です。

以下に、他省庁等が実施している「地域をターゲットにした施策」等のリンク先の一部についてお知らせします。

社会保障全般

● 未来の社会の安心のために

少子高齢化をはじめとする社会・経済のさまざまな変化に対応し、人々の安心を確保するための社会保障制度の機能強化に向けて取り組んでいます。

> 詳しくはこちらから

● 労働者協同組合

「労働者協同組合」とは、組合員による出資・意見反映・労働が一体となった組織であり、多様な就労の機会の創出を促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する新しい法人です。

※労働者協同組合法（令和2年法律第78号。令和4年10月1日施行。）

> 詳しくはこちらから



<https://x.gd/pXI6U>

厚生労働省「知りたい！労働者協同組合法」

労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」では好事例動画や記事、労働者協同組合関係者へのインタビュー記事等を掲載しています。毎月新しい記事を更新しますので要チェック！

また、労働者協同組合のホットトピックをお伝えするメルマガ、「ろうきょうマガジン」の配信を行っています。



<https://x.gd/1ftzn>



例えばここには.....

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合からまた共働組合

2023年3月14日

かりまた共働組合は、2022年12月に沖縄県宮古島市で自治会を母体にして設立された労働者協同組合です。過疎化する地域課題の解決や働きづくりを仕事にすることを目的とし、観光づくりやモズク・魚の加工販売（地元特産品の6次産業化）などに取り組んでいます。



労働者協同組合はんしんワークスコープ（令和3年4月設立）

2023年5月23日

はたらくをもちろんとし、消費する地域を創出して、同地域近郊の他の産、販路と連携の強化にある。雇用関係の強化に、様々な事業を行う活動があります。設立は2021年4月。同じ地域で働いていた人々のメンバーで立ち上げられました。



労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団

仙台地域福祉事業所けやきの社（令和3年4月設立）

2023年5月23日

ここでもちろんと、地域のみんながよかれあうが交流広場、仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に設立し、令和3年4月、仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童福祉、子育てひろば2館、市内福祉センター、中継市の施設での運営を行っています。...



CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立）

2023年5月23日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、近所地を「地域活性化させる」と、「多様な仕事が生み出されること、あらゆる人（人財）に機会を創出する」ことを目指して活動しています。2022年1月に当組合の設立として...

こちらには.....

関係者インタビュー



働き方、生き方に。新しい風を吹き込もう

2023年5月23日

株式会社コトノハ生活 代表取締役 兼 社「コトノハ」専任人・編集長 渡辺 泰久氏。「社会を楽しくする経営者メディア」をウェブページに、経営者福祉をテーマにした専任「コトノハ」を、高いデザイン性ややさしい語り口の文章、独自の視点で...

ご清聴ありがとうございました